

摂津市議会

# 議会運営委員会記録

平成20年10月17日

議会事務局

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

### 1. 会議日時

平成20年10月17日(金) 午前10時 開会  
午前10時45分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	川口純子	委員	森西 正
委員	原田 平	委員	上村高義	委員	三宅秀明
議長	藤浦雅彦	副議長	野口 博		
議員	大澤千恵子	議員	野原 修		

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

副市長 小野吉孝 総務部長 奥村良夫

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長	岸本文夫	同局次長	野杵雄三	同局参事	池上 彰
同局書記	杉本 徹	同局書記	湯原正治		

### 1. 案件

平成20年第2回定例会審議日程及び議事日程について  
摂津市議会会議規則及び摂津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

(午前10時 開会)

○村上英明委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

初めに、安藤委員が新しく本委員会に加わっていただいております。また、無所属の大澤議員については、慣例によりオブザーバー出席いただいておりますことを、まずご報告をさせていただきます。

それでは、理事者からあいさつを受けることにします。

副市長。

○小野副市長 おはようございます。

10月に入りまして、朝夕すっかりと秋めいてまいりました。

皆様方には、ご多忙の中、議会運営委員会を開催賜りまして有り難うございます。

さて、来る22日から開催されます第3回定例会では、報告案件3件、各会計等の決算認定9件、議案関係として各会計の補正予算案件5件、人事案件3件、条例改正議案等5件の合計25件の上程を予定しております。

各案件の概要につきましては、このあと総務部長からご説明申し上げます。お手数をおかけいたしますが、よろしくお取り計らいを賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。よろしくお願いたします。

○村上英明委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は川口委員を指名します。

それでは、第3回定例会の提出議案について、概略説明をお願いします。

総務部長。

○奥村総務部長 それでは、平成20年第3回摂津市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、報告第7号は、損害賠償の額を定める専決処分報告の件であります。こ

れは平成20年7月28日にJR千里丘ガード北側交差点で、ポンプ車が右折した際、左側後方バックランプカバーが左側後方の車両と接触事故を起こしたものであり、損害賠償金152,250円は全額保険金で支払われております。

続きまして報告第8号は平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率報告の件であります。昨年制定されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、各健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告することが義務づけられました。つきましては、平成19年度決算後の各比率を報告するものであります。

次に報告第9号は、平成19年度摂津市一般会計継続費精算報告の件です。これは、平成18年度、平成19年度の2カ年にわたる小学校整備事業が終了したことから、精算報告を行うものであります。

次に認定第1号から認定第8号は、平成19年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件、その他事業会計、特別会計の決算でございます。お手元に配布させていただいております、平成19年度各会計決算一覧表に基づきまして説明させていただきます。

まず、認定第1号、平成19年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件でございますが、歳入決算額305億7,559万8,287円、歳出決算額301億7,438万1,380円、歳入歳出差引額4億121万6,907円、翌年度へ繰り越すべき財源として2億2,919万1,364円、実質収支額1億7,202万5,543円となっております。

次に、認定第2号、平成19年度摂津市水道事業会計決算認定の件でございます。収益的収入及び支出の欄でございま

すが、収入額といたしまして25億7,279万3,784円、支出額といたしまして22億4,712万9,007円となり、差引額では3億2,566万4,777円の黒字となっております。次に資本的収入及び支出では、収入額6,145万円、支出額13億7,828万8,071円、差引額13億1,683万8,071円の赤字となっております。

認定第3号、平成19年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。歳入決算額は91億3,253万3,822円となり、歳出決算額95億6,626万3,802円、歳入歳出差引額4億3,372万9,980円の赤字となっております。

次に、認定第4号、平成19年度摂津市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定の件でございますが、歳入決算額48億3,841万1,642円、歳出決算額48億1,498万8,024円、歳入歳出差引額2,342万3,618円となっております。

認定第5号、平成19年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。歳入決算額14億9,288万3,518円、歳出決算額2,916万2,935円、歳入歳出差引額14億6,372万583円となっております。

認定第6号、平成19年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件では、歳入決算額64億5,418万9,128円、歳出決算額65億7,673万5,415円、歳入歳出差引額は1億2,254万6,287円の赤字、翌年度へ繰り越すべき財源として5万2,350円、実質収支額1億2,259万8,637円の赤字となっております。

次に、認定第7号、平成19年度摂津

市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件では、歳入決算額1,724万5,045円、歳出決算額は同額の1,724万5,045円となっており、歳入歳出差引額はゼロ円となっております。

認定第8号、平成19年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。歳入決算額33億272万7,768円、歳出決算額32億1,277万7,267円、歳入歳出差引額8,995万501円となっております。

続きまして認定第9号は、安威川、淀川右岸流域下水道組合会計歳入歳出決算認定の件についてですが、同組合が平成20年3月31日をもって解散されたことに伴い、決算整理するものであります。

次に議案第50号から第54号までは各会計の平成20年度補正予算でございます。議案第50号の平成20年度摂津市一般会計補正予算第2号は既定の予算額に1億2,885万1,000円を追加し、補正後額350億2,775万6,000円といたすものであります。歳出の主なものとして、平成19年度繰越金のうち8,700万円を財政調整基金への積立を行います。また、住民税システム改正委託料、児童虐待防止キャンペーン諸費用の追加補正、JR千里丘駅エスカレーターの修繕料、各扶助費の過年度分国費府費の返還金を計上しております。また、人件費についても精査しております。

歳入といたしまして児童虐待防止キャンペーン国庫補助金、介護保険特別会計繰入金、JRからの損害賠償金及び前年度繰越金を計上しております。

議案第51号平成20年度摂津市水道事業会計補正予算第1号は、人件費の精査を行い、その結果、収益的支出では1,

500万2,000円の減額補正、資本的支出では12万9,000円の増額補正となります。

次の議案第52号は平成20年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算第2号でございます。人件費の精査の結果、既定予算から362万3,000円を減額し、補正後額97億3,571万8,000円とするものであります。

議案第53号の平成20年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算第2号も人件費の精査に伴うものであります。既定予算から971万3,000円を減額し、補正後額59億7,255万8,000円といたすものであります。

次の議案第54号平成20年度摂津市介護保険特別会計補正予算第1号は、既定の予算額に8,629万8,000円を追加し、補正後額34億2,036万2,000円といたすものであります。歳出の主なものは介護保険給付費準備基金への積立金、過年度分国庫府費返還金、一般会計繰出金及び人件費の精査を行っており、歳入といたしまして前年度繰越金を計上しております。

次に議案第55号及び第56号は教育委員会委員の任命について同意を求めるものであります。また、議案第57号では公平委員会委員の選任について同意を求めるものでございます。

議案第58号の摂津市土地開発公社定款の変更について議決を求める件でございますが、これは公有地の拡大の推進に関する法律の規定により、議会の議決を求めるものであります。監事の職務の規定条文の整備でございます。

議案第59号の不動産取得に関する件は、吹田操車場跡地の買収であり、買収面積54,347.25㎡、買収金額14億円となっております。契約の相手先

は、独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構でございます。

議案第60号の公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例制定の件ですが、これは公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の改正に伴い、公益法人の総称が公益的法人に改められたことにより、条例の題名を改め、また附則で関連する条例の文言も整理するものであります。

次の議案第61号摂津市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件は、地方自治法の改正によるものであり、条例の第1条に趣旨規定を新たに設けるとともに、文言の整理を行うものであります。また、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び摂津市特別職報酬等審議会条例についても整理しております。

議案第62号は、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。地方税法の一部を改正する法律により、6月議会で専決処分報告いたしました、それ以外の改正分を今回、提案させていただくものであります。主な改正はいわゆる「ふるさと納税」と呼称される市民税の寄附金控除、公的年金からの市民税の特別徴収、公益法人改革に伴う条例整備等となっております。以上、提出案件の概略説明をさせていただきました。

なお、最近の新聞、テレビ報道等を見ても、近日中に衆議院解散・総選挙があるのではとの憶測も取りざたされております。もしも、衆議院が解散いたしますと、補正予算措置を速やかに行い、選挙事務に遺漏のないよう準備に入らなければなりません。このような情勢から、急遽、追加補正があるかも知れませんが、その折には、よろしくご配慮のほど

お願い申し上げます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けいたします。

安藤委員。

○安藤薫委員 きょうから議運に参加させていただきます。よろしくお願ひいたします。

一つお伺いしておきたいのは、人事案件です。議案の55号から57号です。人事案件ですので、あらかじめいろいろプロフィールですとか、経歴ですとかというのは資料として配っていただいて、それを見て判断をしていくということですが、例え、教育委員会でありますと、教育委員会の要件というのがあるかと思ひます。その方が本当にふさわしいのかどうかということ、資料の中だけではなかなかわかりかねるところがありまして、一定、提案者の方がその辺の整理をされて、確認をされて提案をされてきているかと思ひますけども、その点はきちんとされているのかどうかだけ確認をしたいと思ひます。

○村上英明委員長 原田委員。

○原田平委員 これね、幹事長会が事前に持たれておりまして、その中で共産党の幹事長も出ておられて、それぞれ予定のされている人たち、いろいろと聞かれていますと思うんですね。そういう中で質問時間を設けてやっておるので、なぜそういうことを言われるのか、それをもって判断されてるんやからね、その中でちゃんと経歴も出してるんやから、そんなん議運委員会ですること違うわ。

○上村高義委員 私も原田委員と同じで、先般の幹事長会でね、この件につきましては詳細な説明があつて、その幹事長が出席されて、・・・も我々ね、会派のメンバーに詳細があつて賛否を問うとい

うことで、我々会派として議論をされたり。とりわけ、この議運委員会は、この案件についてどう扱うかという、この議運委員会の役割なんで、中身について問うというのはね、それは議運委員会の役割じゃないと思ひますんで、その辺の取り計らいをぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 幹事長会議等であらかじめ説明されているいうふうにおっしゃいますけども、議運委員会というのは、議会に提案する案件について、どうすべきかと、おっしゃられたとおりで思ひます。その人事案件についていろいろ疑義がある議案に対して、議会の議論に耐え得るかどうかということも、ここできちんとしないとあかんのじゃないかなと。その点では、確認という意味で、そういった資格案件についても確認の上で出されているんですねということを改めて議運でお聞きするということは、決しておかしい質問ではないんじゃないかなと思ひますけども、委員長、済みません、その辺はご判断で。

○村上英明委員長 この案件につきましては、この委員会ではそのまま、議会上程するとかしないとかいうことも含めてのことで、要は中身の議論ではないのではないかなと。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 中身には立ち入ってないです。

○村上英明委員長 案件として上げる上げないということも含めての話になるかと思ひますけども、先ほど申されましたように、幹事長会等々におきましても話をされてるということも含めて、その中身的には本会議場での議論、採決というふうになるのではないかなと、そういう

ふうになっております。

暫時休憩します。

(午前10時18分 休憩)

(午前10時19分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

先ほど話がありましたように、幹事長会で説明をされて、それに伴って各会派から返答しているということも踏まえての今回の提案ということになっておりますので、今回につきましては、本会議への上程ということとさせていただきますので、それですでにお願いしたいと思っております。

ほかに質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 質問がないようですので、理事者の皆さんは退席していただいて結構でございます。

暫時休憩します。

(午前10時21分 休憩)

(午前10時31分 再開)

○村上英明委員長 それでは、議会運営委員会を再開いたします。

それでは、第3回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

池上参事。

○池上事務局参事 それでは、第3回定例会の審議日程等の事務局案について説明申し上げます。

まず、会期は、10月22日から11月7日までの17日間でございます。

審議日程につきましては、本会議初日の10月22日は、付託案件についての提案理由の説明・質疑、委員会付託そして即決案件の審議でございます。この日の午後5時15分が議会議案の届出締切でございます。

23日が建設および民生常任委員会、24日は総務および文教常任委員会でご

ざいます。また、24日の正午が一般質問の届出締切でございます。

30日が議会運営委員会、11月4日は本会議で、一般質問。

5日の本会議では、一般質問に続き、休会分の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。

6日および7日の本会議は、役員改選でございます。また、7日の本会議終了後開催いただく議会運営委員会は、次の定例会の審議日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が審議日程案でございます。

続きまして、2ページからの議事日程について説明申し上げます。

まず、10月22日につきましては、日程1が議席の一部変更および指定の件で、大澤議員および弘議員が9月14日から市議会議員となられたことに伴う議席の一部変更および指定であります。安藤議員の議席を現在の13番から21番に変更し、大澤議員を8番に、そして弘議員を13番に指定するものです。

なお、あらかじめ氏名標の準備を行いますので、当日は冒頭から変更並びに指定を受けたのちの議席に着席いただくことをお願いいたします。日程2が会期の決定でございます。

日程3に入る前に、9月25日付けで総務常任委員に弘議員、民生常任委員に大澤議員、議会運営委員に安藤議員を補欠選任したことをご報告いたします。そして、

日程3が特別委員会の委員数変更および委員選任の件でございます。

日程4が議案第55号から第57号の教育委員会委員の任命同意と公平委員会委員の選任同意で、先ほどの協議会での態度表明をもとに、議案第55号および議案第57号については一括簡易採決、議

案第56号については起立採決と備考欄に記載いたします。

日程5が認定第1号など18件で、提案理由の説明、質疑を受けたのち、所管の委員会に付託で、このうち認定第1号から認定第9号までの決算審査につきましては、閉会中の継続審査でございます。

次に、3ページでございます。日程6は報告第7号など3件で一括して報告を受けていただき、日程7は、議案第59号、不動産取得に関する件で即決でございます。

次に11月4日は、一般質問でございます。5日につきましては、日程1、一般質問ののち、日程2が議案第50号など付託案件の9件で、委員長報告、採決となります。

6日および7日につきましては、議会役員の改選でございまして、議事日程につきましては、両日とも、常任委員会委員および議会運営委員会委員選任の件でございます。

以上が議事日程でございます。

次に、議案付託表につきましては、ご覧のとおり、総務、建設、文教、民生の各常任委員会と議会運営委員会および駅前等再開発特別委員会で審査いただく案件でございます。

なお、認定第1号から認定第9号までの決算審査につきましては、閉会中の継続審査でございます。

最後の所管別分割表につきましては、認定第1号、平成19年度一般会計歳入歳出決算、および、議案第50号、平成20年度一般会計補正予算について、各常任委員会と議会運営委員会、特別委員会で審査いただく内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。

○村上英明委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりで、よろしいで

しょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、摂津市議会会議規則及び摂津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてですが、本件は事務局から説明を受けて、質問があれば行っていただき、その後、会派へ持ち帰り10月30日の議会運営委員会で協議をしたいと考えております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

池上参事。

○池上事務局参事 それでは、私の方から摂津市議会会議規則の一部改正及び摂津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について、ご説明申しあげます。

今年6月に地方自治法の一部改正が行われました。

今回の自治法の改正は普通地方公共団体の議会の実態等を踏まえ、議会活動の範囲を明確化するため、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整の場を設けることができることと、されたものであります。

この「議会活動の範囲の明確化」に関してではありますが、改正前の法律における議会活動は「本会議」、「委員会での活動」のほか、「議員派遣の活動」など限られたものであったところを、今回、会議規則に定めることによって、本会議、委員会のほか、「議案の審査または議会の運営に関し協議又は調整の場を正規の議会活動として位置付ける」ことができることとなったものであります。

それでは、改正の要点についてご説明させていただきます。新旧対照表もあわせてご参照願います。



まず、摂津市議会会議規則の一部を改正する規則についてですが、会議規則全体の構成がわかりやすくなるよう、第1条の前に章立ての目次を付すことといたします。

次に現行、第7章の「議員の派遣」の規定を第8章とし、第7章に新たに地方自治法第100条第12項の規定を受け「協議又は調整を行うための場」の規定を設けます。

その第7章の第159条第1項に、「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を別表のとおり設ける。」ことを、第2項に「第1項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設ける場合の規定」を、第3項で「協議の場を設けるに当たって、名称、目的等を明らかにしなければならない。」ことを、そして4項で「運営その他必要な事項は、議長が別に定める。」旨を新たに規定したものであります。

協議等の場につきましては、住民に対する公開性・透明性が求められていることから、別表のとおり各「常任委員協議会」「議会運営委員協議会」、「議会だより編集委員会」及び「議会活動等検討委員会」を規定しようとするものであります。

このことにより、最初に申しあげましたように、正規の議会活動としての位置付けになり、公務災害補償制度において公務として位置付けられることとなります。

その他、第8章以降の条文を、順次繰り下げるとともに、引用条文の項ずれに伴う所要の整備を行うものであります。

次に、摂津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてですが、これも、地方自治法の引用条文の項ずれに対する整備を行うものであります。

なお、先ほど、総務部長から説明がございましたが、今回の地方自治法の改正に伴う条例改正について、市長提案としまして、摂津市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例、摂津市特別職報酬等審議会条例の3条例において、「報酬」を「議員報酬」に改めるなど所要の改正を行うとともに、文言等の整備を行う改正条例が提案されているものであります。

○村上英明委員長 この際、何か質問があればお受けいたします。

上村委員。

○上村高義委員 摂津市議会会議規則の中の議会活動等検討委員会というのが設置してはるわけですがけれども、この会議の位置づけというのは今までと変わらない、位置づけでは変わらないということですか。

○村上英明委員長 野杵次長。

○野杵事務局次長 ご質問の議会活動等検討委員会でございますけれども、従来は要綱での設置ということで、内部機関ということで、今回、会議規則に定めることによりまして、法に基づく議会という形になるということでございます。そういうことでございます。

○上村高義委員 それは記録に残るということですかね。正式に記録に残すということですか。

○村上英明委員長 野杵次長。

○野杵事務局次長 ここに上げております会議につきましては、従来から録音し、それに基づく記録を作成しております。したがって、求められております公開性、あるいは透明性については確保できているということございまして、中身自体には大きな変化はございませんけれども、この会議規則の・・・ことによりまして法

的な位置づけがはっきりするという形になっています。

○村上英明委員長 そのほかございますか。

質問がないようです。

それでは、この件につきましては、各会派へ持ち帰っていただき、次回の議会運営委員会で協議をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に報告事項がありますので、事務局から説明をお願いします。

池上参事。

○池上事務局参事 今回の10月22日の本会議の様相についてなんですけれども、市の広報担当から、その本会議の様相を撮影したいとの申し出がありましたので、ここでご報告させていただきます。

以上でございます。

○村上英明委員長

以上で、本委員会を閉会します。

(午前10時45分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 川口純子